

琵琶湖海区漁業調整委員会による委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会は、漁業法第 67 条第 1 項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図る等のため、関係者に対して、水産動植物の採捕に関する制限など必要な指示をすることができます。

委員会指示は、関係者に対して行われますが、この「関係者」とは、漁業者だけでなく、指示の内容によっては、遊漁者も含まれます。

委員会において、指示を守っていないと判断された場合は、知事から委員会指示に従うよう命令が出されます。さらにこの命令に違反した場合は、漁業法違反として罰せられ、以下の罰則が適用される場合があります。

罰則： 1 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金または拘留もしくは科料

<参考> 漁業法 (関係部分抜粋)

(海区漁業調整委員会の指示)

第六十七条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

(罰則)

第一百三十九条 第六十七条第十一項 (第六十八条第四項において準用する場合を含む。) の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。